

第6章 計画の推進

「みんなで築く福祉のまち」という基本理念を踏まえ、暮らしの場である地域で誰もが福祉意識を持ち、主体的に福祉活動を展開していくために、住民、事業者、団体、そして行政など、それぞれが担うべきこと、また協働して進めることを明らかにしてきました。そこでは、個別、具体的な暮らしにかかわる課題についての検討を進めてきました。

地域福祉を実現させ継続していくためには、地域の人々とさまざまな活動団体や地域組織が、自発的に活動を行い、それぞれの活動が結びついていくことが極めて重要となってきます。

課題解決に向けた取り組みに関しては第2章から第5章に掲載されていますが、地域福祉計画を進めていくために、推進体制の確立、地域資源の活用、財源の確保を重要な取り組みとして考えています。

1 推進体制の確立

(1) 地域福祉推進のための基本単位

すべての市民が住みなれた地域でいつまでも安心した暮らしを続けていくためには、できるだけ身近な場所で支えあう仕組みづくりが必要になります。よって、地域福祉の推進にあたっては、市民一人ひとりの生活圏を踏まえた推進の単位を設定していきます。

基本福祉圏

千葉県地域福祉支援計画では、市町村域を基本福祉圏としています。本市においても、市域全体を基本福祉圏とし、地域福祉の総合的な推進、調整を行っていきます。

地域福祉推進地区の設定

介護保険制度の改正により、市町村の介護保険事業計画においては、「日常生活圏域」を定める必要があるとされました。国の指針では、介護保険事業計画と地域福祉計画は調和が保たれたものとする必要があります。

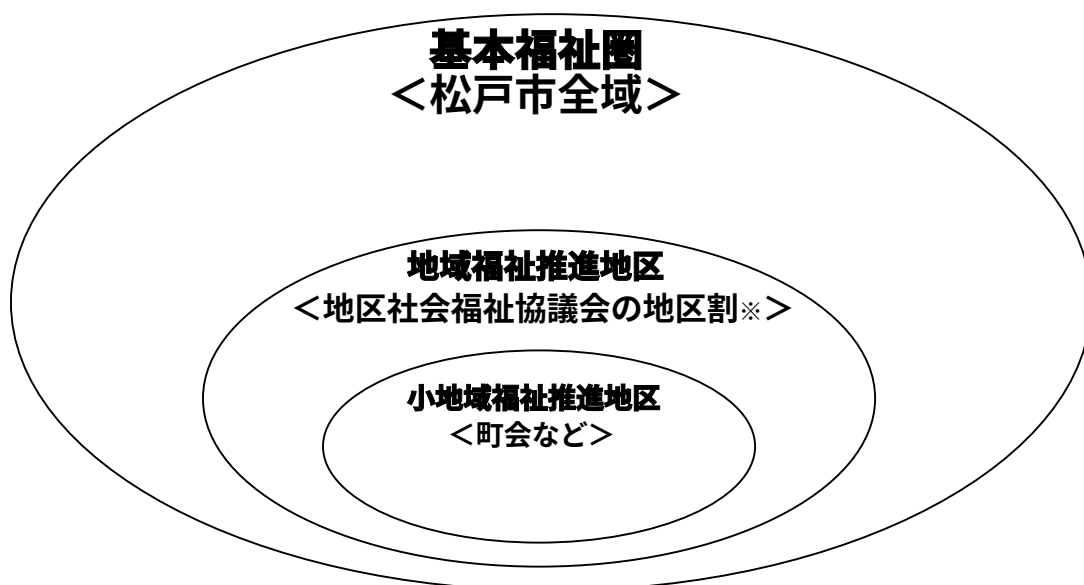
地域福祉を推進するには、一般的には人口約 2 万人ぐらいの中学校区や人口 1 万人ぐらいの小学校区がひとつの地区として想定されていますが、本市の地域福祉計画では、人口や交通、さらには福祉施設や福祉団体などの社会福祉資源の配置などを考慮して、市内にある 14 の地区社会福祉協議会の地区割をその単位として設定します。しかし、この設定では、地区によっては人口が 5 万人以上にも

なり、とても日常生活圏とは言えそうもありません。将来的にはこの地区割も見直し、人口 2 万人に 1 ヶ所の割りで地区社会福祉協議会を設置していく必要があります。なお、地域資源の配置を考慮し、常盤平地区と常盤平団地地区については 1 つの地域福祉推進地区とします。

小地域福祉推進地区の設定と近隣空間の重視

また、効果的な地域福祉の推進を図るため、より身近な小地域（町会など）を実践活動の基本の区域にとらえ、それぞれの地区の中で支えあい活動を展開します。

近隣という、行政などの地域割とは関係のない住民の本来の共同空間に関しては、人のつながりに着目した近隣による支えあいを推進していきます。



※常盤平地区と常盤平団地地区は 1 つの地域福祉推進地区とします。

(2) 地域住民、事業者、行政の協働による地域福祉の推進

地域福祉の推進は、地域の住民や団体、ボランティア、事業者やNPO、社会福祉協議会、さらには行政など、また子どもから高齢者に至る幅広い人や団体の協働によって実現します。

中でも、住民は単に福祉サービスの受け手だけではなく、地域福祉の担い手として計画づくりから実践まで、中心的な役割を担っています。

他方、福祉のあり方も措置から契約と変わっていく中で、高齢者福祉施設などの事業者、さらには介護保険事業にみられるように民間の企業も地域にかかわることが多くなっており、地域福祉を推進する上で重要な関わりをもっています。

こうした状況の中で、地域住民、事業者、そして行政や社会福祉協議会が手を取り合って、地域福祉を推進していくことが大切です。

(3) 地域福祉の推進・調整役

現在、地域では、町会、ボランティア、さらには民生委員・児童委員などさまざまな人や団体が地域福祉の推進のために活動しています。こうした人々や団体が効率的にそれぞれの活動を遂行するにはどうしても各々の活動を調整することが求められます。

そこで、計画を推進するためには、地域で活動する人々や団体がそれぞれの活動を活発化し、お互いの情報を提供し合い、連携して活動を行うためのネットワークを構築し、地域福祉の推進施策を展開する推進体制を構築します。

地域における住民・各種団体の役割

	それぞれの役割・取り組み
個人・家庭	見守り・あいさつ 心のバリアフリー、家庭内でのあいさつ 身近な危険チェック、一声かけ、近隣あいさつ など
町会（自治会）	話し合い・互助的活動 町会による福祉活動の推進 町会による防災・防犯活動の推進 など
地域における各種団体 （小規模なボランティア、 NPOなど）	各団体による様々な地域福祉活動
社会福祉法人・ 福祉関連民間事業者	専門機能を生かした地域での福祉活動の展開 各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開
民生委員・児童委員	各種団体や地域住民と連携した福祉活動の展開 相談・援助活動 など
1 4 地区社会福祉協議会	地域福祉活動の実践 地区社会福祉協議会と地域団体の連携 団体間の交流・講習会の開催
市社会福祉協議会	地域福祉活動の推進・調整役 各種団体活動の支援、福祉活動の展開 地域福祉計画の中に盛り込まれた取り組みの展開
全市的な各種団体 （NPO、商工会議所、 医師会など）	それぞれができる福祉活動の整理と各種団体との連携
行政機関	地域福祉計画の推進・調整役 各種団体の支援と関係各課の連携などによる 取り組みの推進

推進体制の中核としての社会福祉協議会

今回の計画の中では計画の推進・調整役として、社会福祉協議会を重要視しています。

社会福祉協議会は、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法において、地域福祉の推進を図る中核として位置づけられ、地域福祉を進めることをその目的としています。

このため今回の計画の推進役を担うとともに、その推進において住民や各種団体、行政との調整役として大きな役割を担うことが期待されています。

行政機関

市が主体となって取り組む必要のある施策については、関係各課の連携が必要なことから、庁内に推進体制を構築し、住民や関係団体の取り組みを支援し、連携による取り組みを進めます。

地域では、さまざまな人や団体が地域福祉推進のために活動していますが、計画の推進にあたっては、このような人々や団体の活動を横断的に見守っていくことが必要となります。また、計画の実施状況の点検、評価をしていくことも重要なことです。そこで、この計画の策定に取り組んだ「松戸市地域福祉計画策定委員会」を発展させ、計画の推進組織を設置し、松戸市地域福祉計画を実りあるものとしていきます。

2 地域資源の活用

現在、コミュニティ活動に利用できる施設としては、市民会館などの公共施設や地域の町会の集会施設などがあります。

こうした施設は、利用日や利用時間、利用対象などさまざまな制約があるなど利用しにくい面があります。いつでも、誰もが利用できるためには、拠点の運営・管理方法などの仕組みを検討する必要があります。

また、住民の福祉活動は身近な場所で行われることから、集会施設などもできる限り市民の生活圏において配置、整備される必要があります。しかし、現実的には財政面などから、こうした施設を整備することは困難と思われます。よって空いている施設をくまなく探し、有効に利用していくことが望まれます。

地域福祉推進地区別の主な資源一覧

		本庁	明第1	明第2東	明第2西	矢切
人口	人口	22,261	50,805	24,812	29,281	18,822
	14歳以下	2,986	7,066	3,377	3,884	2,405
	割合	13.4%	13.9%	13.6%	13.3%	12.8%
	65歳以上	3,265	7,598	3,553	4,781	3,675
	高齢化率	14.7%	15.0%	14.3%	16.3%	19.5%
人的資源	市政協力委員	41	50	14	17	23
	民生委員・児童委員	37	61	29	32	27
	家庭福祉推進員	4	8	3	9	8
	青少年相談員	15	22	8	13	16
	クリンクル推進員	4	4	2	2	4
	ボランティア団体(協議会加盟)	3	3	2	3	3
	NPO法人	3	7	6	1	3
	保育所	2	6	2	3	2
	小学校	2	5	2	1	2
	中学校	1	1	1	1	
	高等学校			1		1
	大学	1	1		1	
	児童館		1			
	地域子育て支援センター		1			
	児童養護施設					
	警察署と交番	松戸署+1	2	1	1	2
	消防署		局+1		1	
	ゴミ・し尿処理施設					
	町会・自治会館	8	9	6	5	7
物的資源	市役所・支所		市役所			1
	市民センター		1	1	1	
	公園緑地	15	32	16	13	23
	JRの駅	1		1		
	私鉄の駅	1	2	1		1
	通所介護事業所	2	3	2	1	1
	通所リハビリ事業所					
	短期入所事業所		1		1	
	グループホーム事業所	2	1	1	1	1
	特定施設事業所	1		2		
	居宅介護支援事業所	7	6	5	4	3
	訪問入浴事業所		1			
	訪問介護事業所	10	6	7	4	2
	特別養護老人ホーム					
	介護老人保健施設					
	療養型医療施設		1		1	
	老人福祉センター		1			1
	身体障害者通所授産施設					
	身体障害者小規模通所授産施設					
	身体障害者福祉センター(B型)					
	知的障害者更生施設					
	知的障害者授産施設					1
	知的障害者福祉ホーム					
	知的障害者通園施設					
	知的障害者生活ホーム		2		1	2
	心身障害者福祉作業所					
	心身障害者小規模福祉作業所				1	
	肢体不自由児通園施設					
	精神障害者共同作業所	1	1	1		1
	医療関係					
	病院		1	1	2	
	診療所	29	27	14	6	10
	歯科診療所	21	26	14	4	13

※ 使用している数字は、平成16年から17年に調べたもので、地域の資源としての目安です。
 ※ 地域福祉推進地区の地区名は、地区社会福祉協議会の地区名を参考にしています。

人口：平成17年3月31日現在の住民基本台帳

東部	馬橋	常盤平	五香六実	小金	小金原	新松戸	馬橋西
34,076	36,989	60,834	58,527	41,418	30,025	37,689	22,111
5,391	5,183	8,237	8,827	5,731	4,051	4,774	2,943
15.8%	14.0%	13.5%	15.1%	13.8%	13.5%	12.7%	13.3%
5,102	5,620	10,979	8,889	6,340	6,167	4,151	3,219
15.0%	15.2%	18.0%	15.2%	15.3%	20.5%	11.0%	14.6%
17	24	46	50	35	36	29	22
31	38	78	63	42	30	32	22
8	16	13	12	6	6	1	4
20	18	21	23	24	16	21	8
4	4	11	4	4	4	2	2
4	1	2	5	3	3		
	7	19	5	4	3	11	4
2	2	7	4	2	5	4	4
6	3	6	6	3	3	3	3
4	1	3	3	2	2	2	2
4	1		2			1	1
						1	
		1			1		
		1	1				
					1		
1	東署+1	3	2	1	1	1	1
2	1		2	2			1
2			3				
10	9	12	13	8	9	24	11
1	1	1	1	1	1	1	
2	2	2	3	2	1	1	1
29	30	35	43	34	22	20	12
1	2	1		1			
3	1	3	2	1		1	
7	6	13	7	3	4	1	2
3	1			1	2	2	2
5	1	5	2	1	2		2
2	1	5	2	3	1	2	3
3	2	2	2				1
7	4	20	5	4	5	7	5
		3					1
4	5	19	7	8	5	7	2
3	1	2	2		1		1
1					1		1
		2		1			
1		1	1		1		
			1	1			
	2						
			1				
		1	2	1			
1							
			1				
			1	1			
1		3	1				
	2	4	1		1		1
			1				
	1	1					1
2	1	5	2	2	2	1	1
10	6	41	14	16	21	26	14
10	13	39	20	24	13	25	11

3 財源の確保

本計画の施策を推進していくためには、行政の責任で行う福祉活動、市民団体や民間事業者などが自主的に取り組む福祉活動、そして市民一人ひとりが取り組む福祉活動がそれぞれ連携をとりながら進めていくことが求められています。しかし、こうした福祉活動を安定して推進していくためにはそれなりの財源を確保することも重要になります。

一般に、地域における福祉活動の財源を考えると、

- 1) 公的資金を確保する方法
- 2) 福祉の基金や共同募金などの公共的資金を確保する方法
- 3) 自己財源の確保に取り組む方法

の3つのパターンに分けられます。行政が取り組む福祉活動にはいうまでもなく公的な資金が充当されますが、問題なのは町会やボランティア団体、さらにはNPOなどの市民団体が自主的に取り組む福祉活動の財源をいかにして確保するかです。

公共的資金としての共同募金の活用

赤い羽根などの共同募金は民間社会福祉の財源として充てられ、これまでは民間社会福祉施設への配分がポイントでしたが、最近では介護保険などの新しい福祉サービス提供の仕組みへの変更に伴い、地域福祉推進を目的にした地区社会福祉協議会やボランティア団体などの活動に充てられています。本市においても、その配分金が松戸市社会福祉協議会を通じて、市内の地域福祉活動などの財源となっています。

バザーや寄付による自主財源の確保

ボランティア活動においても、活動そのものはボランティアであっても、呼びかけやPRを行うには、一定の経費がかかります。こうした活動の経費に関しては、前述の公共的な資金である共同募金を充てることも考えられますが、バザーや寄付によって独自の自主財源を確保することも必要だと思われます。

市町村の行政をめぐる財源は非常に厳しい状況におかれていることは周知のことと思われますが、そうした状況の中で、行政、市民、そして地域の三者が知恵を出しあって、地域福祉を進めていくための財源確保を図っていくことが大切です。

